

**事業報告書は期限内に提出してください。提出されない場合には、設立の認証が取消されることがあります。**

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第 29 条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例第 5 条に基づき、事業報告書等を毎事業年度初めの 3 月以内に知事に提出しなければなりません。この提出期限までに提出されない場合は、原則として、次のとおり、提出の督促を行ったことや提出がない旨の公表、過料事件の通知を行い、場合によっては認証の取消等を行います。

1. 提出期限後から 2 月を経過しても事業報告書等が提出されない場合、法人の代表者に対して簡易書留により督促書を送付します。
2. 提出期限から 3 月を経過しても事業報告書等が提出されない場合、法人の役員全員に対して簡易書留により督促書を送付します。
3. 2 の督促書に記載する提出期限（1 月以内）を経過した場合、法人名及び代表者名を県のホームページに掲載し公表します。
4. 2 年にわたって事業報告書等が提出されない場合には、地方裁判所に特定非営利活動促進法第 80 条第 5 号に基づく過料事件の通知を行うとともに、過料事件通知を行ったことを県のホームページに掲載し公表します。
5. 3 年以上事業報告書等が提出されない場合には、聴聞を実施後、設立の認証の取消を行います。
6. この取扱いは、事業年度が平成 25 年 3 月 31 日に終了する法人から適用します。

**認証後に登記をしない場合にも、認証が取消されることがあります。**

所轄庁から設立の認証を受けた者は、特定非営利活動促進法第 7 条及び組合等登記令第 2 条に基づき、認証があった旨の通知を受けた日から、2 週間以内に主たる事務所の所在地において登記をしなければなりません。期限までに登記されない場合は原則として、次のとおり、登記の督促等を行い、場合によっては、設立の認証を取消します。

1. 所轄庁から認証を受けた後、登記期限から 2 月を経過しても登記完了届出書が提出されない場合は、認証後未登記団体の代表者及び申請者あて登記に係る督促書を簡易書留により送付します。
2. 登記期限から 4 月を経過しても登記完了届出書が提出されない場合は、役員予定者全員に対して登記に係る督促書を簡易書留により送付します。
3. 登記期限から 5 月を経過しても登記完了届出書が提出されない場合は、代表者及び申請者に認証の取消しに係る着手予告を記載した督促書を簡易書留により送付します。
4. 3 の督促書に明記した指定の日を経過しても登記完了届出書が提出されない場合は、設立の認証の取消しに係る聴聞を実施した後、設立の認証の取消を行います。
5. この取扱いは、平成 25 年 4 月 1 日から適用します。

## 事業報告書等の期限内未提出法人に対する督促などの予定

期日	対応			内容
	未提出1年	未提出2年	未提出3年	
事業報告提出期限 ↑↑ 提出期限から2月後 ↓	督促 【代表者】	督促 【代表者】	督促 【代表者】	代表者あてに督促状を送付
提出期限から3月後 ↓ ↑	督促 【役員全員】	督促 【役員全員】	督促 【役員全員】	
督促 に明記した指定の日後 (督促 から1月後) ↓	県HP掲載 【法人名】 【代表者名】	過料事件通知 ↓ 県HP掲載 【法人名】 【代表者名】	聴聞 ↓ 認証取消	未提出期間に応じた対応

## 認証後未登記団体に対する督促などの予定

期日	対応	内容
登記期限 ↑↑ 登記期限後2月後 ↓	督促 【代表者等】	代表者等へ登記に係る督促状を送付
登記期限後4月後 ↓	督促 【役員名簿記載者全員】	役員名簿記載者全員に登記に係る督促状を送付
登記期限後5月後 ↓ ↑	督促 【代表者等】	代表者等へ登記に係る督促状を送付(認証取消に着手する旨記載)
督促 に明記した指定の日後 (登記期限後6月経過) ↓	聴聞 ↓ 認証取消	代表者等へ聴聞通知文を送付